

○議長（吉田敏郎）

お諮りいたします。

町長から、議案第21号 松田町外二ヶ町組合規約の変更に係る協議について、及び議案第22号 財産の取得の変更について（開成町新庁舎什器等購入事業（債務負担））の議案が提出されております。

これを日程に追加し、追加日程第1として、議案第21号 松田町外二ヶ町組合規約の変更に係る協議について、追加日程第2として、議案第22号 財産の取得の変更について（開成町新庁舎什器等購入事業（債務負担））を直ちに議題としたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

御異議なしと認めます。議案第21号 松田町外二ヶ町組合規約の変更に係る協議についてと、議案第22号 財産の取得の変更について（開成町新庁舎什器等購入事業（債務負担））を日程に追加し、それぞれ追加日程第1、追加日程第2として直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程表を事務局に配布させていただきますので、しばらくお待ちください。

追加日程第1 議案第21号 松田町外二ヶ町組合規約の変更に係る協議についてを議題とします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由、第二東海自動車道の建設事業により松田町外二ヶ町組合所有地が追加買収され、組合所有地の面積が減少したことに伴い、松田町外二ヶ町組合規約を変更する必要が生じたことから、本案を提案いたします。よろしくお願いたします。

○議長（吉田敏郎）

細部説明を担当課長に求めます。

財務課長。

○財務課長（田中栄之）

それでは、議案を朗読いたします。

議案第21号 松田町外二ヶ町組合規約の変更に係る協議について。

松田町外二ヶ町組合規約を変更することについて、別紙のとおり関係地方公共団体と協議する。よって、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求める。

令和2年3月3日提出、開成町長、府川裕一。

はじめに、本議案上程の理由と手続について、御説明をいたします。平成25年に第二東海自動車道、いわゆる第二東名、新東名とも呼ばれております、こちらの建設事業により、松田町外二ヶ町組合所有地が買収されてございます。今回はこの追加買収という形で、令和元年12月3日に土地売買契約を締結したとこのこととでございます。これにより、組合が所有する土地の面積が減少したため、組合規約における財産目録

の変更が必要となっております。

規約の変更については、地方自治法第286条第1項の規定により、構成団体すなわち松田町、大井町、開成町の協議により定めることとされてございます。あわせて、同法第290条の規定により、構成団体議会の議決を得る必要があることから、本議会に上程することとございます。

なお、構成町議会の議決後は、神奈川県知事に申請をしまして、規約の変更許可を受けることとなっております。

先に4枚目の参考資料を御覧いただきたいと思っております。新旧対照表でございます。

左の欄が改正案、右の欄が現行になっております。中段より少し下、松田町松田庶子追平2067番4の地積について、現行は3千645平方メートルが、改正案では3千508平方メートルとなりまして、137平方メートルの減少となっております。

3枚目にお戻りいただきたいと思っております。

松田町外二ヶ町組合規約の一部を改正する規約。

松田町外二ヶ町組合規約（昭和32年神奈川県指令地第257号許可）の一部を次のように改正する。別表第1中、財産目録、改正箇所のみ読み上げます。

所在、松田町松田庶子、字、追平、地番、2067番4、地積、3千645平方メートル。一番下の段の合計になります、計25筆で地積は36万5千874平方メートルを、裏面に移ります、財産目録、所在、松田町松田庶子、字、追平、地番、2067番4、地積、3千508平方メートル。こちらも合計は計25筆、地積は36万5千737平方メートルに改める。

附則としまして、この規約は、許可の日から施行する。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

よろしいですか。お諮りします。質疑を打ち切り、討論を省略して採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

御異議なしと認め、採決を行います。

議案第21号 松田町外二ヶ町組合規約の変更に係る協議について、原案に賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（吉田敏郎）

お座りください。起立全員によって可決されました。